

平成 2 5 年度和光市行政経営方針

戦後の高度成長からバブル時代にかけて築かれた現代社会のシステムの多くは、その後の経済不況と社会不安の影響を直に受け、新たな道筋を導くための再設計が必要な時期を迎えていると言えます。また、公共インフラ、公共施設の多くは更新期を迎えており、国や地方自治体における共通の課題であると考えられ、当市でも同様の課題を抱えております。

一方、当市の財政状況は、国内及び国外における景気悪化の影響を受け、市民の所得水準の落ち込み、企業業績の低迷による市税の減少が続いており、歳入総額は減少傾向にあります。歳出の面に目を向けると、平成 2 2 年の国勢調査によれば過去 5 年間での人口増加率は 5 % を超え、人口の増加等に伴う新たな課題に対応するための財政支出の発生や医療、福祉分野における市の負担が増大していることで、厳しい財政運営に直面しています。特に、平成 2 3 年度において、当市が 2 6 年ぶりに普通交付税の交付団体となったことは近年の厳しい財政状況の表れであり、今後もこの状況は続くことが予想されます。

このような状況下で、当市は、平成 2 3 年度に策定した第四次和光市総合振興計画基本構想の将来都市像「みんなでつくる 快適環境都市 わこう」を目指し、計画期間の 2 年目として各取組を推進しているところです。また、防災力の強化に対する市民意識の高まりとともに、地域コミュニティや家族の絆の大切さに対する意識の変化、良好な住宅都市を目指したまちづくりや健康づくりへの関心などの気運が高まっていることから、これらの流れを巧みに捉え、既存の取組を更に推進する原動力として生かすことが重要と認識しています。

そこで、平成 2 5 年度第四次和光市総合振興計画実施計画の策定及び平成 2 5 年度の予算編成に向けての基本的な方針として「平成 2 5 年度和光市行政経営方針」をここに定めます。

平成 2 4 年 7 月 1 2 日
和光市長 松本 武洋

1 当市の財政状況

歳入面においては、平成23年度は、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の影響、更には現下の経済状況の影響より法人市民税や個人市民税が減少し、歳入の根幹をなす市税収入は、税源移譲により個人住民税が大幅に増加した平成19年度以降、年々減少傾向にあることから、経常一般財源に余裕がない状況が続いている。

一方、歳出面においては、高齢化社会の進展等に伴う社会保障費の大幅な増加が避けられず、引き続き、市の財政負担に影響を及ぼす状況となっていることに加え、市民要望への対応はもとより、土地区画整理事業や小学校建設事業の推進、更には地震防災対策や放射性物質対策など、財政需要はこれまで以上に高まっている。

また、収支不足や所得税減税に伴う地方税の収入減による財源不足を補完するため、国の施策として臨時財政対策債の発行により賄わざるを得ない状況であることから、臨時財政対策債等（特例債）に係る元利償還金が年々上昇し、公債費の増加も著しい状況となっている。

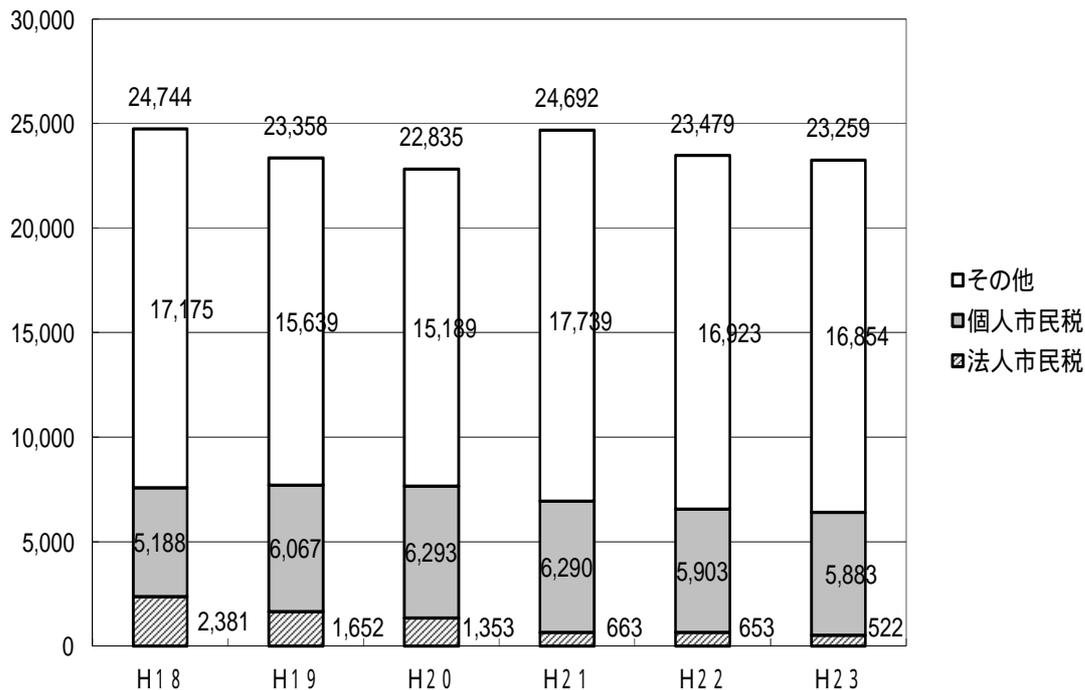
財政構造の弾力度を示す経常収支比率については、長引く景気低迷等の影響による市税収入の減少や扶助費、公債費などの義務的経費の増加により、平成19年度以降年々上昇し、財政構造の硬直化が進んでいる状況である。

このような財政状況の下、平成23年度普通交付税の算定においては、市税収入の減少や社会保障関係経費の増加等により財源不足が生じ、26年ぶりに普通交付税の交付団体となった。

平成25年度の財政状況を展望すると、歳入面においては、市税収納率の向上が図られてきているものの、欧州債務危機を背景とした世界経済の減速や電力供給の制約等により景気の先行きを見通せない状況が続くことが予想されることから、市税収入の伸びは見込めない状況である。また、歳出面においては、社会保障関連経費などの財政需要が増加することは避けられず、公共施設の老朽化に対応するための計画的な維持・保全に係る経費などの増加が見込まれこと等から、更なる財源不足の拡大が予想される。

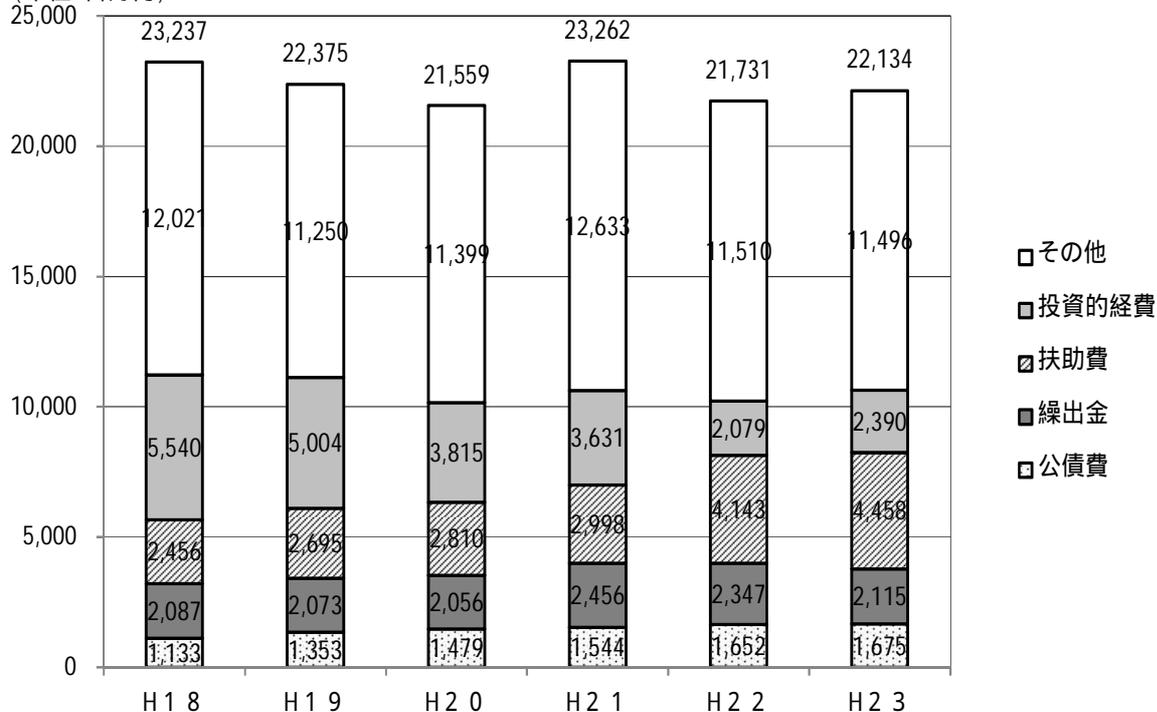
歳入総額と市民税の推移

(単位:百万円)



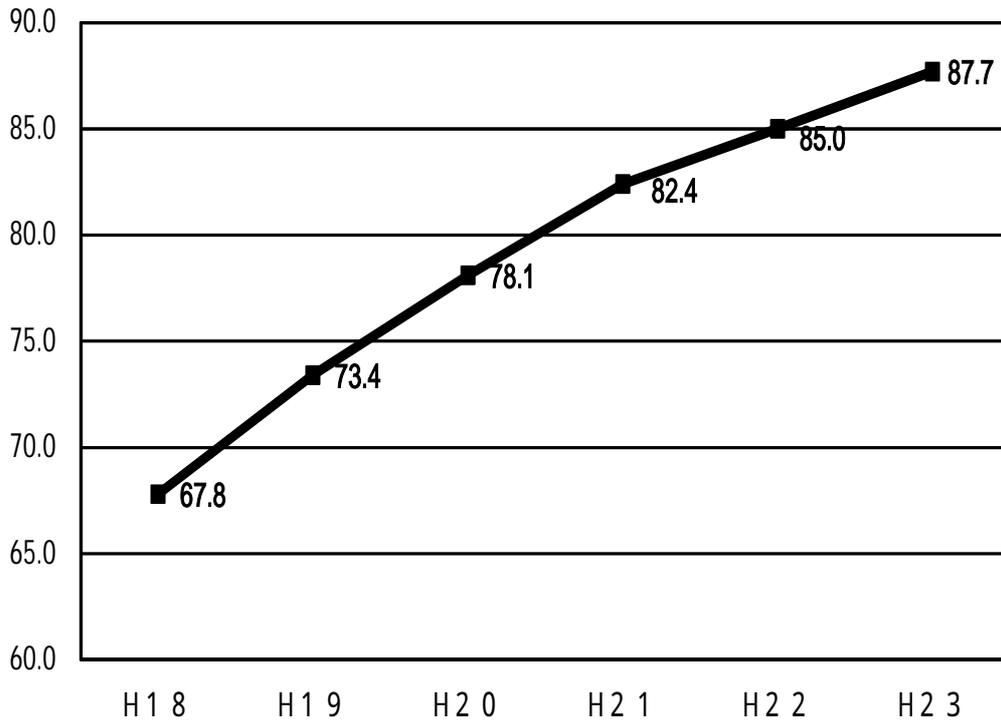
歳出総額と主な経費の推移

(単位:百万円)



(単位: %)

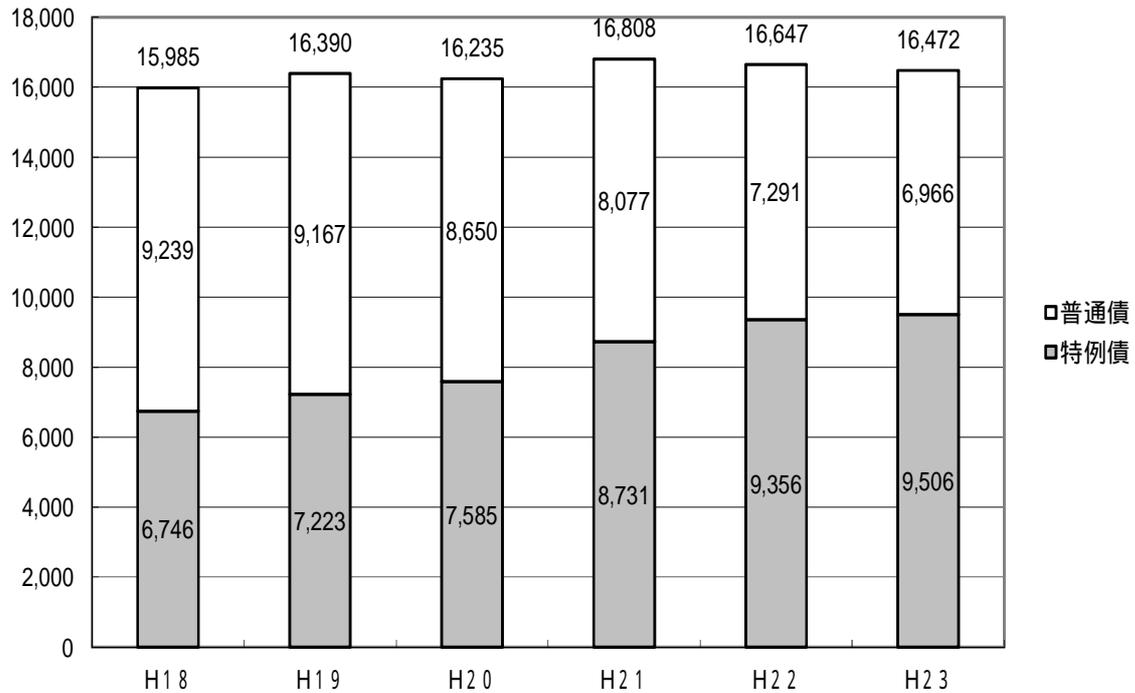
経常収支比率の推移



平成23年度については、策定時現在の数値であり変更となる可能性がある。

年度末市債残高の推移

(単位: 百万円)



2 行財政経営の基本的な方針

当市の財政状況をみると、主要な税収である個人市民税は、人口の増加に伴う増収要因があるものの景気の低迷による個人所得の伸び悩み、あるいは一時は20億円を超えた法人市民税は現状では約5億円程度迄に減少しており、今後、大きな増収は期待できない状況である。これまで歳入の一部として発行してきた臨時財政対策債については、国における制度の見直しなどにより縮減の方向にあるなど、これまで以上に所要の財源の確保が非常に難しい状況にある。

また、当市の政策的な取組をみると、小学校建設事業、既存公共施設の改修及び更新事業のほか、区画整理事業など社会基盤整備のための課題が山積しており、特に小学校建設事業や駅北口、和光北インター及び白子三丁目地域の区画整理事業については、今後の本格的な事業の推進に伴って多額の事業費が必要となることが予想されている。更には、公債費の増加や医療、福祉分野を中心にした社会保障関係経費の増加は、財政を圧迫する要因となっており、財政構造の一層の硬直化が懸念される場所である。

各事業の推進と今年度策定を予定している財政健全条例が目指す財政の健全性という2つの視点を念頭に、引き続き選択と集中の考え方の下、平成25年度においては、以下の施策について重点的に取り組むこととする。

計画段階から実施段階へと、駅北口区画整理事業の着実な推進を図る。

市民要望の強い下新倉地区における小学校建設のための設計と財源の確保を進める。

（仮称）諏訪保育園を開設することで、待機児童の解消を目指す。

（仮称）健康づくり基本条例に基づいた新たな取組を実施し、市民の健康増進を目指す。

和光市地域防災計画の見直しのほか、地域コミュニティの醸成などソフト面を中心とした防災体制等の整備により、災害に強いまちづくりの積極的な推進を図る。

財政状況を勘案しつつ、ファシリティマネジメントの視点に立って、優先度をつけた市有公共施設の適切な維持管理と積極的な利活用を推進する。

3 第四次総合振興計画施策の方向性

第四次総合振興計画基本構想に位置づけられている65施策・12方針における平成25年度の方向性については、次の表のとおりとする。

この方針では、平成25年度の大枠としての方向性を示すものであり、具体的な施策の取組、事業計画については、この方向性に沿った実施計画の策定及び予算編成において示すことになる。なお、平成25年度において、社会環境の変化等により新たな行政需要が発生する可能性もあることから、本方針で示す方向性では、施策におけるコスト（事業費）の枠の中で各部・課の創意工夫を促し、現状の課題等に応じて柔軟に事業を推進することが可能な余地を残しており、大幅なコスト削減の指示は個々の施策において示していない。ただし、後述する今後の歳入の見込みにあるように、市税等の歳入が大きく増加することは見込める状況にはないことから、本方針で示すコストの方向性をもって安易に実施計画の策定及び予算編成を実施した場合、歳入総額に比べて歳出総額が大きく超過することも予想される。

よって、今後のコストの方向性について、現状よりも増加（ ）、現状と同水準（ ）とした施策についても既存事業の見直しを行い、可能な限り効率化に努めるとともに、現状よりも削減（ ）とした施策については、特記事項に示した水準以上に削減することを念頭において、実施計画の策定及び予算編成に着手することとする。

【表の見方】

(1) 重点施策

平成25年度において、重点的に施策の進捗状況の推進・改善を図る施策を重点施策として「 」で示している。

(2) サービス水準の現状

当市が提供している行政サービスの水準や事業の取組状況等が他市と比較してどの程度にあるのかを「A、B、C」で示している。

「A」：他市と比較して水準が高い場合、内部要因として強みがある場合、様々な取組を実施している場合

「B」：他市と比較して同程度である場合

「C」：他市と比較して水準が低い場合、内部要因として弱みがある場合、法定の取組のみ実施している場合

(3) サービス水準の方向性

現状のサービス水準をどのような方向に進めるのかを矢印「 」、「 」で示している。

「 」：対象の拡大、事業の拡充を進めることで、サービス水準を向上させる場合

「 」：現状のサービス水準を維持していく場合

「 」：現状の施策のあり方、事務事業等の見直し、提供するサービスの縮小も踏まえて、現行のサービス水準より下げることやむを得ないものとする場合

(4) コストの方向性

平成24年度当初予算額を基準として、コスト（事業費）の方向性をどのようにするかを矢印「 、 、 」で示している。

「 」：優先的な課題であり財源を増やして取り組む場合、平成25年度に特殊要因があるためコストの増加が避けられない場合、サービス水準は一定でも提供する対象が増える場合

「 」：平成24年度と同水準とする場合（対象者は増えても経費節減により全体として同水準とする場合を含む）

「 」：コスト削減を図る必要がある場合、給付対象者が減少しコストが下がる場合、臨時的事業等が終了しコストを下げる場合

(5) 特記事項

サービス水準とコストの方向性について、考慮すべき点を記載している。

【施策・方針の方向性】

	施策名	重点 施策	サービス水準		特記事項	コスト 方向性	特記事項
			現状	方向性			
1	中心市街地にふさわしい駅北口周辺の整備		B		計画に基づいた着実な事業の推進を図る。		コストの方向性としては「」であるが、具体的な増額幅については、事業の進捗状況、他の事業費総額等を考慮し決定する。
2	交通の利便性を生かした産業拠点の整備		B				同上
3	良好な景観形成の推進		B		将来のまちづくりのため、都市計画マスタープラン、用途地域、景観を含めた全体的な見直しを検討する。		諸計画の見直しに伴う委員会設置費用等の事業費を増額分とする。
4	良好な居住環境の形成		A		同上		同上
5	安心して暮らせるまちづくりの推進		A		同上		同上
6	安全で快適な道路の整備		C		整備計画の推進を図り、進捗率の向上に努める。		コストの方向性としては「」であるが、具体的な増額幅については、事業の進捗状況、他の事業費総額等を考慮し、増額幅を決定する。
7	交通安全対策の推進		B		通学路における安全性の確保に努める。		通学路の安全性確保に係る事業費を増額分とする。
8	都市計画道路の整備		B		区画整理区域内を優先的・効率的に事業を進めていく。		
9	計画的な公園の整備と維持管理の充実		B				現在借地である宮ノ台公園について、土地取得のための費用を増額分とする。
10	県営和光樹林公園の有効活用		B				
11	安全な水の安定供給		A		引き続き、安心・安全な水道水の提供に努める。		浄水場施設、給配水管などの工事費用を増額分とする。
12	公共下水道利用の推進		A				
13	雨水対策の推進		B		雨水管整備率の向上を図りながら、引き続き雨水対策を進める。		平成25年度に新たに発生する新河岸川改修工事に係る負担金を増額分とする。なお、工事費については、予定されている事業が減少する見込であることから減額とする。
14	確かな学力の育成をめざした教育の推進		B		学力向上を更に進める。		コンピューター推進事業(中学校)についてはリース料が減額となるため、教科書採択替え教師用教科書・指導書整備事業については購入する指導書が減少するため、事業費を減額とする。
15	地域と連携した教育の推進		B				
16	よりよく適応するための支援体制づくりの推進		A		求められるレベルも高く、引き続き高い水準での支援体制を実施する。		
17	放課後児童の居場所づくりの推進		A				

【施策・方針の方向性】

	施策名	重点 施策	サービス水準		特記事項	コスト 方向性	特記事項
			現状	方向性			
18	安全でおいしい学校給食の充実		A				
19	安全な学校教育環境の整備		A				大規模改修工事等については、特定財源の確保状況、緊急性等により決定する。
20	小中学校の配置・規模の適正化の推進		B		小学校建設事業を着実に進める。		用地取得や設計に係る費用など、平成25年度における事業の進捗状況により増額幅を決定する。
21	幼児教育の機会の支援		B				
22	生涯学習支援の推進		B				公民館などの施設修繕については、緊急性、必要性により決定する。
23	充実した生涯学習機会の提供		B		講座等提供する事業の質の向上を目指す。		事業の効率化によりコストの縮減を目指す。
24	青少年の育成に適した環境づくりの支援		B		これまでの事業、補助金の効果を検証し、取組の活性化を図る。		事業の効率化によりコストの縮減を目指す。
25	歴史的・文化資源の保護・活用の推進		B				歴史資料室移転、文化財保存庫くん蒸業務を平成24年度で終了とし、事業費を減額とする。
26	創造的な文化の振興		A				市民文化センターにおける指定管理料の見直し、施設整備に係るリース料の減額により、事業費を減額とする。
27	スポーツ・レクリエーションの環境の整備		B		平成24年度を健康づくり元年としていることから、体育施設を有効活用し、市民の健康づくりの増進を図る。		
28	スポーツ・レクリエーションの活動の推進		B		同上		健康づくりの増進に関する新たな事業に係る事業費を増額分とする。
29	人権啓発・教育及び平和の推進		B				
30	男女共同参画社会の実現		B				
31	国際化の推進		B				
32	多様な保育サービスの推進		B		ハード及びソフト事業の推進により、待機児童の解消に努める。		平成25年度に新たに開設する(仮称)諏訪保育園に係る事業費、ひろさわ保育園建替えに伴う土地取得費を増額分とする。
33	安心して楽しい育児の推進		B		ホームスタートについての支援を検討する。		
34	地域における健やかな子育ての実現		B				

【施策・方針の方向性】

	施策名	重点 施策	サービス水準		特記事項	コスト 方向性	特記事項
			現状	方向性			
35	子育て家庭への経済的支援		A		中学生における医療費助成の拡大を検討する。		
36	高齢者の生きがいと社会参加への支援		B		事業の再編、統合などにより効率的・効果的な推進体制を検討する。		高齢者に対する健康診査の拡大等に係る費用を増額分とする。
37	きめ細やかな介護予防の推進		A				
38	介護サービスの適正な提供		A				福祉の里における大規模工事が終了することから、施設整備に係る事業費を減額とする。
39	チャレンジが安心できる障害福祉の推進		B				
40	地域で支え合う福祉の推進		B				社会福祉協議会への補助金を減額とする。
41	低所得者の生活の安定と自立への支援		B		市役所内に設置される「ふるさとハローワーク」との連携を図る。		
42	健康な次世代を育む母子保健の推進		B				平成25年度に実施する予防接種などの新たな事業に係る事業費を増額分とする。
43	健康で元気になる食育の推進		B		健康づくり、健康増進を目的とした食育教室などの事業を展開する。		
44	安心できる健康づくりの推進		B		平成24年度に策定する健康づくり条例に基づいた、新たな施策、事業の推進を図る。		平成25年度に実施する新たな事業に係る事業費を増額分とする。
45	地域との連携による保健・医療体制の推進		B				
46	国民健康保険の適正な運営		B				
47	国民年金の普及		C				
48	防災体制・消防支援体制の強化		B		各地域における自主的な防災体制の充実を図る。		コストの方向性としては「」であるが、具体的な増額幅については、必要性、緊急性等を考慮し決定する。
49	地域と連携した防犯対策の推進		B				
50	コミュニティづくりの推進		B		主な地域コミュニティの担い手である自治会に対し、様々な方策による支援を進める。		
51	コミュニティ施設の整備		A				牛房コミセン土地賃借料の更新に伴う契約増額分をコストの増額分とする。

【施策・方針の方向性】

	施策名	重点 施策	サービス水準		特記事項	コスト 方向性	特記事項
			現状	方向性			
52	鉄道・バスの利便性の向上		B		平成25年度からの循環バスの見直しにより、市民の利便性の確保に努める。		循環バス増便(1台分)に係る事業費を増額分とする。
53	消費者保護の充実と消費者力の強化		A				補助金を活用した事業を平成24年度で終了とし、事業費を減額とする。
54	誰もが気軽に相談できる窓口の推進		A				相談員謝礼の見直しを図り、減額とする。
55	地球温暖化対策の推進		B				コストの方向性としては「」であるが、具体的な増額幅については、実効性、費用対効果等を考慮し決定する。
56	湧水・緑地の保全と再生		B				
57	水環境の保全		B				雨水貯水槽設置補助金の助成対象にマンションを加え、その事業費を増額分とする。
58	生活環境保全の推進		A		事業の再編、統合などにより効率的・効果的な推進体制を検討する。		放射線量測定事業を平成24年度で終了とし、事業費を減額とする。
59	ごみ減量・リサイクルの推進		B		家庭から排出されるごみ減量のための情報提供を積極的に行う。		ごみ減量と再利用(堆肥化)に対する新たな事業を検討し、実施に係る事業費を増額分とする。
60	廃棄物の適正処理の推進		B				
61	市の特色を生かした地域ブランドの推進		B				
62	中小企業の育成支援		B				
63	魅力ある新たな産業の推進		A				
64	都市農業の推進と担い手の育成		B				
65	就労支援対策の推進		B				
66	協働型社会の構築		A		市民協働推進センター機能の拡充を図る。		
67	市民参加の推進		A		現在の取組を改善しながら継続していく。		
68	さまざまな連携によるまちづくりの推進		B		新たな防災に関する提携・協定先を検討する。		新たな防災に関する提携・協定に係る事業費を増額分とする。

【施策・方針の方向性】

	施策名	重点 施策	サービス水準		特記事項	コスト 方向性	特記事項
			現状	方向性			
69	計画的な行政経営		B				市民意識調査、事業点検を平成24年度で終了とし、事業費を減額とする。
70	効果的・効率的な行政サービスの提供		B		最小の経費で最大の効果を上げるような体制づくり、窓口サービスの提供に努める。		戸籍電算システムリプレース、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修に係る事業を平成24年度で終了とし、事業費を減額とする。
71	持続可能な財政運営		B		平成24年度に策定する財政健全条例の運用のもと、より健全な財政運営に努める。		固定資産鑑定評価に係る事業費を増額分とする。
72	市民の期待に応える職員の育成		B		職員の質、能力の更なる向上を目指す。		職員に対する新たな研修、派遣等への取組に係る事業費を増額分とする。
73	市有施設の適切な保全		B		施設保全にかかる平準化を図り、計画的な施設整備を進める。		コストの方向性としては「」であるが、具体的な増額幅については、必要性、緊急性等を考慮し決定する。
74	積極的な広報活動と情報共有化の推進		B				平成24年度に実施した電光掲示板撤去に係る事業費を減額とする。
75	電子市役所の推進		B				
76	情報公開制度の利用の推進		B				
77	広聴活動の推進		A		現在の取組を改善しながら継続する。		

4 実施計画における事業採択の基本的な考え方

当市の行政経営は、P D C Aサイクルの概念を含めた施策推進プログラムとしてマネジメントを推進している。その中で、毎年度の行政経営方針を作成した上で、その方向性に基づいた実施計画を策定することとしている。その後、実施計画採択事業について予算編成を実施することになる。

実施計画は、総合振興計画基本構想に基づく施策・方針を推進するため、3箇年の具体的な事業内容を示しており、その実施計画事業の採択に当たっては、以下に掲げる項目に基づいて実施していくこととする。

財政状況により、実施計画で採択された事業についても、予算措置されない場合がある。

(1) 今後の歳入見込み

平成25年度当初予算における歳入見込み

平成25年度における市民税収入については、人口増加に伴う増収要因があるものの、明るさが見えない国内経済情勢に加え、海外における金融不安、円高の影響を考慮すると、個人所得の伸びや企業収益が大きく好転することは望める状況ではなく、当面厳しい状況が続くものとみられ、平成25年度においても平成24年度当初予算程度で推移することが見込まれる。

固定資産税についても、家屋やマンション等の新增築による増収が見込まれるが、地価の下落による減収、収益悪化に伴う設備投資の停滞による償却資産の減少も見込まれ、同水準で推移することが見込まれる。

その他の歳入項目についても、大きく収入が伸びる要素は期待できないのが現状である。一方で、国・県の交付金や支出金については、現状水準を確保することが更に難しくなることが予想される。

繰入金については、財政調整基金等の残高確保を図ることなどから、予算推計の段階では、取り崩すことを見込まない。また、繰越金については、平成24年度当初予算と同額の5億円を見込むこととする。同じく、地方債については、元金償還額を勘案して12億円程度を見込むこととした。

以上を考慮した結果、現時点での平成25年度歳入見込みとしては、概ね205億円程度（うち、一般財源は155億円程度）となる。

平成25年度実施計画対象事業費の目安

平成25年度における歳入見込額から、職員人件費や特別会計への繰出金などの実施計画対象外となる見込額を控除すると、実施計画において採択が可能とな

る事業費は、135億円（一般財源では85億円）程度となる。実施計画の採択においては、この金額を目安として、事業を決定する。

平成25年度歳入見込額 - 実施計画対象外見込額 = 実施計画採択事業費
205億円（155億円） - 70億円（70億円） = 135億円（85億円）
（ ）内は一般財源である。
学校建設に係る事業費は除く。

(2) 採択基準

本方針に示す今後の施策の方向性に基づき、施策ごとに構成する事務事業の採択の有無を判断する。ただし、コスト（事業費）に対しては、実施計画採択可能事業費を踏まえ、増減の方向性に関わらず、既存事業を中心に削減をした上で採択をする場合がある。

引き続き厳しい財政状況が続く、実施する事業を取捨選択しなければならない状況から、相対的に事業の優先度が低いものについては、不採択も視野に入れ判断する。

国・県補助金などの特定財源を確保している事業については、第四次総合振興計画との整合を踏まえた上で、優先的に採択する。また、新規事業についても同様とする。

以外の新規事業については、特に必要と認める場合を除き、既存事業の見直しを行った場合のみ採択をする。

投資的事業については、後年度にかかる負担も考慮し、実施が必要やむを得ないもの以外は、原則として実施を先送りする。

(3) 採択の種類

採択

一部採択

先送り採択

不採択

(4) 実施計画調書作成時における留意事項

前項目で示している方向性に基づいた要求を行うこと。また、各部局長は、本方針に基づき、部内におけるマネジメントを十分に行った上で、実施計画事業の採択要求を行うこと。

経常的事業は、ゼロベースで見直しを行うこと。

新規事業を実施する場合には、必ず既存事業の見直しを行うこと。

ただし、市の将来都市像の実現に向け、特に効率的・効果的な先駆的新規事業については別枠として取扱うこともあることから、積極的に検討すること。

今年度から予算システムと連携したため、実施計画採択額が原則として予算編成額となる。このため、実施計画調書作成段階で可能な限り精査した事業費を計上すること。また、特定財源についてもできる限り実情に合わせ計上すること。

国・県支出金など特定財源については、新規事業のみならず、既存事業に対しても積極的に情報収集を行い、一般財源の負担軽減を図ること。特に、普通交付税の交付団体となった場合の補助対象等を確認し、補助金等の特定財源を極力確保すること。

外部評価結果、事業点検結果及び補助・扶助事業の見直しに関する方針に基づく見直しを行った上で、その内容を実施計画調書へ反映させること。

国・県から補助金等を受け実施している事業で、補助金の終了や縮減があるものについては、原則としてこれに合わせて事業を廃止・縮減すること。

指定管理料については、サービス内容などを含め年度協定を再精査し、効率化への見直しを行い、更なる削減に努めること。

法令等に義務付けのない諸計画の策定等については、当該計画の実効性や策定等に係る事務負担等を考慮し、策定の有無について十分検討すること。また、指針・方針等の策定により、その目的が達成できる場合においては、計画に替えてこれらを活用するなど、事務効率の向上を図ること。

(5) その他

実施計画として採択されていない事業は、特別な理由がない限り予算（補正予算含む）に計上することはできないものとする。ただし、実施計画の策定後、国等の施策や方針により新たな財源の確保が可能になった場合、災害の発生や社会環境の変化等により想定していなかった新たな需要が発生した場合、或いは、従来に比して行政需要が高まった場合など、緊急かつ柔軟に対応する必要性が生じた場合における予算措置については、実施計画としての採択の有無にかかわらず、その都度協議することとする。